

令和7年度京都農林水産総合庁舎  
本館汚水槽ポンプ制御盤更新業務  
仕様書

1. 業務概要

京都農林水産総合庁舎の本館汚水槽ポンプの制御盤が経年により劣化しており、挙動が不安定なため更新を行う。

2. 準拠法令

本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」並びに関係諸法令等の規定を順守しなければならない。

3. 履行場所

京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
京都農林水産総合庁舎

4. 履行期限

令和8年3月25日（水）

5. 業務内容

（1）本館汚水槽ポンプ制御盤の更新

①現況の制御盤

- ・(株)川本製作所 ECD-1.5-A
- ・定格電圧 200V

②新設を想定している制御盤

- ・(株)川本製作所 ECD3-P1.5
- ・定格電圧 200V

（2）新設の制御盤は現況制御盤と同等の性能を有するものとし、想定商品以外を設置する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。

（3）現況のポンプを制御可能のこと。

（4）制御盤内の開閉器、配線等も含めて更新し、配線等は既設と同様に行い稼働に支障がないようにすること。

（5）更新後、正常稼働の動作確認を行うこと。

（6）業務前・後の写真等を添付した報告書を提出すること。

6. 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、本業務に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

（1）環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

（2）エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

（3）臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

（4）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

（5）工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

（6）みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 7. 支払い

- (1) 業務代金の支払いは、適法な請求を受けた日から 30 日以内とする。
- (2) 請負代金の支払は、次の内訳により各官署が受注者へ支払うものとする。

官署 近畿農政局	官署 近畿中国森林管理局	計
契約金額が確定した後記載します		

- (3) 上記 (1) について支払遅延が生じた場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき、各官署がその責任を負うものとする。

## 8. その他

- (1) 本業務は原則として、閉庁日（土曜、日曜、祝日等）の 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間にを行うものとする。
- (2) 本業務の実施に必要な電源・水道等庁舎設備については、監督職員の許可を得た範囲において無償で使用することができるものとする。
- (3) 発生材は関係法令を遵守し、受注者が適切に運搬・処分すること。
- (4) 業務上知り得た事項は、いかなる場合においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の実施にあたり、当該設備及び庁舎等に損傷を与えないよう十分配慮すること。また、実施に伴い損傷等が発生した場合は、補修等必要な措置を行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は業務実施に際し疑義が生じたときは、必要に応じ監督職員と協議し、その指示に従うこと。

## 京都農林水産総合庁舎

1～4階は省略

